

# Q&A 中国ビジネス Q&A 契約の準拠法

**Q** 日本企業と中国企業が契約をする場合、どの国の法律を準拠法にすべきでしょうか？当社は日本企業であり、やはり日本法を適用したいです。

**A** 外国企業との契約では、基本的に当事者間の合意によって、準拠法をいずれの国の法律とするかを定めることができます。このような場合、お互いに「自国の法律を適用したい」と考えることが通常ですが、「相手方が契約に違反した場合に、最も迅速に解決できるのは、いずれの国の法律か？」を判断基準として考えると、日中間での契約の準拠法として「中国法」を選択することは十分にあり得ます。

なお、日中間での売買契約については、「条約の適用を排除することを明確に合意した場合」を除き、ウィーン売買条約<sup>注1</sup>が適用されることにご注意ください。

## 準拠法の合意

国際私法上、契約の当事者は、合意によって、当該契約を規律する法律をいずれの国の法律とするか、選択することができます。例えば日本法の「法の適用に関する通則法」の第7条は、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による」と定めており、民事訴訟手続法ではない、いわゆる実体法につき「当事者による選択」を原則としています<sup>注2</sup>。

したがって、日中間での契約では、契約書において、「当事者は、本契約の準拠法を日本国の法律とすることを合意する」等と明記し、「準拠法の合意」をしておくべきです<sup>注3</sup>。

## ウィーン売買条約

### (1) ウィーン売買条約の直接適用

もっとも、「締約国間で、営業所が異なる国に所在する当事者間での物品売買契約」<sup>注4</sup>については、ウィーン売買条約が直接に適用されます。これに対し当事者は、条約の適用を排除して<sup>注5</sup>、いずれかの国の法律を準拠法と指定することができます。この場合、当事者間で、例えば「準拠法を日本法とする」とだけ合意するのではなく、「ウィーン売買条約の適用を排除する」と明確に合意しておく必要があります<sup>注6</sup>。

### (2) ウィーン売買条約の特徴（現行の日本法との違い）

#### ① 厳格責任

日本法では、「債務不履行」は「過失責任」が原則であり、相手方の債務不履行責任を問うためには、「債務者の責めに帰すべき事由」が必要です（日本民法第415条）。これに対し、ウィーン売買条約は「厳格責任」です。すなわち、売買契約の売主は、「契約に定める数量、品質及び種類に適合し、かつ、契約に定める方法で収納され、又は包装された物品を引き渡す義務」を負っています（CISG第35条1項）。

そのため、もしも売主が、契約で約束した目的物を約束の期日までに買主に引き渡さなかった場合、引渡遅延につき、たとえ売主に過失（帰責事由）がない場合であっても、債務不履行責任を負います（同第45条1項、第61条1項）。

#### ② 瑕疵担保責任の不存在（契約責任説）

このように、売主は「契約に適合した物品を引き渡す義務」を厳格責任として負うことから（同第35条、第36条）、日本法における瑕疵担保責任（日本民法第570条）のような、「目的物の隠れた瑕疵」に関する特別の規定が存在しません。すなわち、「目的物が約定の品質等に達していないことが判明した場合」＝「売主の債務不履行

の1種」であることから、売主に別途に瑕疵担保責任を負わせる必要性はないと考えられています。

#### ③ 債務不履行に対する買主の請求権

そのような売主の債務不履行に対し、買主は、「損害賠償請求」（日本民法第415条）や、「催告後に一定期間が経過した場合の契約解除」（同第541条）だけでなく、「代替品請求、修補請求、代金減額請求」等ができます（CISG第45～52条）。

#### ④ 重大な契約違反の場合の契約の即時解除

その他、ウィーン売買条約では、「売主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合」に、買主は、事前の催告を要しないで、直ちに契約を解除することができます（同第49条1項）。なお、中国の「契約法」は、ウィーン売買条約を重要な参考として1999年に制定、施行されたものであり、以上の考え方は、中国の「契約法」に既に取り入れられています（中国の契約法第94条、第111条等）。

## 裁判例

最近、中国の最高人民法院は、「第21回指導制案例」を公表しており、その第107号は、中国の人民法院で、「ウィーン売買条約第49条1項が定める、売主の重大な契約違反による契約解除」が争点となった事例です<sup>注7</sup>。「裁判要点」は、次のとおりです。

① 国際貨物売買契約の当事者が、いずれもウィーン売買条約の締約国が所在地である場合、同条約の規定を優先適用しなければならない。条約が定めていない内容については、契約で約定した準拠法を適用しなければならない。国際貨物売買契約において、当事者が明確にウィーン売買条約の適用を排除した場合は、同条約を適用してはならない。

② 国際貨物売買契約において、売主が交付した貨物に欠陥が存在した場合であっても、買主の合理的努力によって当該貨物を使用又は転売できる場合、ウィーン売買条約が定める「重大な契約違反」に該当するとはならない。

本事例は、シンガポール企業（原告）がドイツ企業（被告）から特定の品質・仕様の石油を購入する契約を締結し、準拠法を米国のニューヨーク州法と合意していたところ、実際に交付された目的物の品質・仕様が約定の指数に達していなかったというものです。

1審の江蘇省高級人民法院が、原告の請求を認容して、契約解除及び損害賠償を命じたのに対し、2審の最高人民法院は、「当該指数が不足していても、当該石油は使用価値を有している」、「買主が合理的な努力を経て貨物を使用可能又は転売可能である場合、いくらかの値引きが必要であっても、当該品質未達は、契約の重大な違

高の原法律事務所  
弁護士 加藤文人

反とはならない」等と判示して、「契約の解除による無効」を否定し、損害賠償額を減額しました。中国の最高人民法院は本事例で、ウィーン売買条約の適用、解釈につき、他国の裁判所と同様の判断をすることを明らかにしました<sup>注8</sup>。

## 日本の債権法改正

周知のとおり、日本では「民法の一部を改正する法律」が2017年5月26日に可決され、2020年4月1日から施行されます。改正法は、ウィーン売買条約と完全に同じではありませんが、事実上、同様の内容を定めています。

### ① 過失責任の維持

改正民法第415条1項は、「債務不履行による損害賠償」を次のとおり定めています。

「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」

この但書の文言からして、日本の改正民法は、従来からの「過失責任主義」自体は維持しています。もっとも、債務者において、この免責事由（但書部分）を主張立証することは相当に困難と思われ、「事実上の厳格責任」といえます。

### ② 「瑕疵」の用語の不使用

改正民法は、従来の日本法の「瑕疵担保責任の法定責任説」（特定物を購入した場合、その目的物に瑕疵があったとき、その特定物の購入自体は買主の意思に沿ったものであるから、買主を保護するため、別途に「瑕疵担保責任」を法定する必要があるとする見解）を改めて、ウィーン売買条約と同様に、「契約責任説」を採用しました。

その関係で、従来の「瑕疵」という用語も、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」と、平易な表現（「契約不適合」）に修正されました（改正民法第562条1項等）。

### ③ 債務不履行に対する買主の各種の請求権の新設

改正民法は、上記の「契約不適合」が判明した場合に、買主の「追完請求権」（同条）や、「代金減額請求権」（同法第563条1項）を新たに法定しました。

### ④ 催告によらない解除

改正民法第542条1項は、「催告を要することなく債務不履行を理由として解除ができる要件」として、従来からの「契約の全部の履行不能」（同項1号）に加えて、以下を追加し、整理しました。

2号 債務者による全部の履行拒絶の意思表示があるとき

3号 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合で、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき

4号 契約の性質又は意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなれば契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないうその時期を経過したとき

5号 その他、債務者がその債務の履行をせず、債権者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行をされる見込みがないことが明らかであるとき

これらは、ウィーン売買条約第49条1項の「重大な契約違反の場合の契約の即時解除」をより明確な表現で導入したものです。

## 検討

日本企業としては、「契約の準拠法は、日本法としたい。」と考えることは、当然のことです。もっとも、「実際に、その準拠法に基づいて紛争解決手続を実施する場合」を想定すると、準拠法を日本法とすることに拘泥することは、日本企業にとって、必ずしもメリットとはなりません。

すなわち、「日中間では、判決が相互に承認、執行されない」という現状<sup>注9</sup>からは、契約書の「紛争解決条項」は、「仲裁手続」とすることが多く、例えば、「仲裁を申し立てる側が、相手国の特定の仲裁機関（CIETAC、日本商事仲裁協会等）に仲裁を申し立てること」（被告地主義仲裁条項）等とすることが考えられます。

このような場合に、「準拠法は日本法」としてしまうと、実際に紛争が発生して日本企業から仲裁を申し立てる場合、「中国の仲裁人に対し、日本法について中国語で説明することが必要」となってしまう、申立人の負担が増加します。したがって、具体的な当事者間の関係や、締結する契約の種類、内容等によって異なるものの、「相手方が契約に違反した場合に、最も迅速に解決できるのは、いずれの国の法律か？」という基準で考えると、日中間での契約の準拠法として「中国法」を選択することは、十分にあり得ます。

もっとも、国際売買契約の場合、最近の両国での法改正等により、いずれもウィーン売買条約に近づいているといえますので、この点での日中間での障害は、より低下しているといえます。

注1 「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（略称：CISG、ウィーン売買条約）。日本は08年に加入し、09年8月1日から発効しています。中国は81年に加入し、88年1月1日から発効しています。

注2 中国法でも、「涉外民事関係法律適用法」の第3条が、同様の原則を定めています。

注3 このような「準拠法の合意」を定めていない場合、原則として「最密接関連地法・特徴的給付の法理」により、「当該契約において特徴的な給付を行う一方の常居所地法」が準拠法となります（日本の「法適用通則法」第7条）。「売買契約」の場合、「売主の目的物引渡義務」が「特徴的給付」に該当し、「売主の常居所地法」が準拠法となります。

注4 CISG第1条1項、第3条。

ここでいう「物品売買契約」には、「財産権の移転と代金の支払い」だけでなく、「物品を製造又は生産して供給する契約」等も含まれます。

注5 CISG第6条

注6 井原宏、河村寛治編著「判例ウィーン売買条約」43頁等

注7 最高人民法院2019年2月25日（最高人民法院網：<http://www.court.gov.cn/shenpan-xiangqing-143372.html>）

注8 CISG第49条1項が定める「重大な契約違反」については、「フランス95年4月26日グルノーブル控訴院判決」、「スイス98年10月28日最高裁判所判決」（前掲6の330～334頁）や、「ドイツ連邦通常裁判所1996年4月3日判決」（澤田壽夫・柏木昇ら編著「マテリアルズ国際取引法第3版」134頁）等、同様の判断がされています。

注9 日本での確定判決が中国で承認されなかった裁判例として、大連市中級人民法院94年11月5日判決（国際商事法務25巻3号274頁）、中国での確定判決が日本で承認されなかった裁判例として、大阪高裁平成15年4月9日判決（判例タイムズ1141号270頁）や、東京高裁平成27年11月25日判決（国際商事法務44巻1号103頁）があります。